来年2月判決

荒崎水害訴訟 岐阜地裁で結審

二〇〇二年七月の台風で浸水被害を受けた大垣市の荒崎地区住民らが県に慰謝料などを求めた訴訟の口頭弁論が二十三日、岐阜地裁（野村高弘裁判長）であり、原告が最終意見陳述して結審した。判決は来年二月二十六日。

訴訟は、〇二年の台風などで浸水被害にあった地元住民が〇四年八月に提訴。被害が繰り返されるのは、部分的に堤防が低くなっている洗堰からの越流による浸水対策を取らなかった県の責任とし、慰謝料など計八千二百万円の支払いを求めている。原告は約百八十人。（中崎裕）

繰り返される被害

「判例の流れ断ちたい」原告側

●原告住民

「なぜ同じ水害被害が続くのか。なぜ…」。最後の意見陳述でそう語気を強めた原告団長の安保千春さん(六八)は、今でもはっきり覚えている。

岐阜市内から移り住んで間もない一九六九(昭和四十四)年の七月。梅雨前線がもたらした集中豪雨の後、自宅周辺は一キロ東を流れる大谷川からの水につかった。「まるで泉だ」と思い、ぼうぜんと立ちつくした。

それから四十年。十二回にわたり水は川からあふれ出た。〇二年の台風を契機に、繰り返す洪水の理由を求めて訴訟に踏み切ったが、疑問は今もぬぐえぬまま。「訴訟を通じて行政の責任を追及する思いは強まった」

弁護団の説明を受ける原告住民ら＝岐阜市で

●議論

訴訟は、大谷川と相川が合流する地点から一・六キロ上流にある洗堰の認識から平行線をたどった。一部だけ堤防が低くなっている構造について「あふれ出すのを前提としている」とする原告に対し、県は「改修途中の〝堤防〟であり、あふれるのを防ぐのが役割」とした。

焦点の大谷川洗堰が完成したのは一九五八(同三十三)年。左岸堤防しかなかった大谷川に右岸堤防が築かれ、長さ百十メートルにわたって一部がほかの部分に比べて一・三八メートル低くなっている洗堰ができた。一九八一年には〇・六メートルかさ上げされ、今年三月にはさらに約一メートル高くなった。

県は河川改修について「洪水被害が拡大しないように上下流のバランスという理由で荒崎の住民が犠牲を強いられている」とし、住民が繰り返し被害に遭っていることについて県の責任認定を求めている。

県側「改修途中の〝堤防〟」

●判例

改修中の河川堤防の場合、一九八四年にあった大阪・大東水害訴訟の最高裁判決で、同規模の河川管理と比べて十分な安全性があるかが、責任を負うかの基準とされた。今年三月に名古屋地裁であった東海豪雨新川訴訟の判決でも、同じ論理で住民が敗訴。県の主張もこれに沿ったものだ。

原告代理人の弁護士は、結審前に開いた原告集会で「何とかこの判例の流れを断ち切りたい」と強調。「上下流のバランスという理由で荒崎の住民が犠牲を強いられている」とし、住民が繰り返し被害に遭っていることについて県の責任認定を求めている。

2008 ぎふ 現場から